

一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき事項について

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、基づき公表するものです。

1. 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

運転者	雇用形態	正規雇用	正規雇用以外		
		9人	0人		
	社会保険等 加入者数	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		9人	9人	9人	9人
平均勤続年数	3年				

運行管理者及び整備管理者の人数	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
	5人	0人	1人	5人
内他業務（運転者等）の兼任者数	5人	0人	1人	5人

2. 事業用自動車に係る情報

区分	車両数	年式		平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両導入台数	デジタル式運行記録計搭載車両導入数	ASV搭載車両導入台数
		最古	最新				
大型	1台	2005年	2005年	21年	1台	1台	0台
中型	1台	2013年	2013年	12年	1台	1台	0台
小型	3台	2009年	2019年	10.5年	3台	3台	0台

安全運転の実技指導の公表について

1.教育期間

- ・入社後、特定バスの研修を受けた後、乗務経験を積み、貸切バス運転士として選任前に20時間以上の研修を実施する。

2.車種区分

- ・大型バス・中型バス・マイクロバス

3.教育担当者

- ・実技指導は指導教官および、運転者のうち実務経験が長く、事故が少なく安全運転のできる指導運転士が行い、座学は運行管理者が行う。

4.実技指導の具体的な内容（指導運転士の添乗）

- ・車両特性に合わせた運転操作
- ・交通状況に応じた運転方法
- ・危険予測による「急」な運転操作防止
- ・発進時、右左折時、後退時の安全確認及び操作方法
- ・高速道路利用時の走行方法

4.主な実施ルート

- ・都内観光地研修（皇居周辺、お台場、浅草、東京スカイツリー等）
- ・山間部研修（山梨富士山方面、埼玉秩父方面、群馬伊香保方面）
- ・実技指導後、指導運転士及び運行管理者のもと、ドライブレコーダーを使用し座学研修を行う。